

いちき串木野市パートナーシップ制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、いちき串木野市男女共同参画推進条例（令和7年いちき串木野市条例第5号）の基本理念に基づき、市民一人ひとりの基本的人権を尊重し、お互いの存在や違いを認め合い、支え合い、そして共に生きることのできる社会を実現するため、パートナーシップ制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的指向 恋愛感情や性的な関心がどの性別に向くか、又は向かないかを示す概念をいう。
- (2) ジェンダーアイデンティティ（性自認） 個人が自分自身の性別をどう思っているかに関する、ある程度持続的な自己意識をいう。
- (3) 性的マイノリティ 性的指向が異性のみでない者又はジェンダーアイデンティティが出生時に届けられた性と異なる者をいう。
- (4) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係をいう。

(パートナーシップの届出)

第3条 パートナーシップを形成している者は、その関係にある旨を市長に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出（以下「届出」という。）をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。

ア 一方又は双方がいちき串木野市内（以下「市内」という。）に住所を有すること。

イ いちき串木野市外に住所を有する者のうち、その一方又は双方が14日以内に市内に住所を有する見込みであること。

- (3) 配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又はパートナーシップの関係にある者がいないこと。
- (4) 民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係（パートナーシップに基づき養子縁組をしていること又は養子縁組をしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。

(提出書類)

第4条 届出をしようとする者（以下「届出者」という。）は、パートナーシップ

届（様式第1号。以下「届出書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、届出書に自ら記入できないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

(1) 住民票の写し（本市へ転入予定の者にあつては、その事実が確認できる書類）

(2) 婚姻していないことを証明する書類

2 市長は、前項の規定により届出書を提出した者の本人確認のため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 一般旅券

(3) 在留カード

(4) 官公庁が発行した本人の顔写真が貼付された免許証、許可証又は資格証明書等

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 届出者が前条第2号イに該当する場合は、届出後14日以内に、本市に転入後の住民票の写しを市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に当該書類を提出することが困難な場合には、その旨を市長に申し出るものとする。

（通称名の使用）

第5条 この要綱に基づく届出の手続には、性別違和その他市長が特に理由があると認めるときは、氏名と併せて通称名を使用することができる。

2 前項により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる郵便物その他これらに類する書類を届出時に提示するものとする。

（受領証等の交付）

第6条 市長は、届出書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、届出者に対しパートナーシップ届受領証（様式第2号）及びパートナーシップ届受領カード（様式第3号）（以下「受領証等」という。）並びに届出書の写しを交付する。

2 受領証等の交付は、届出者双方が来庁した場合に限り交付する。

ただし、届出者双方の来庁が困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

3 前項の規定による受領証等の交付に係る本人確認については、第4条第2項の規定を準用する。

4 市長は、届出者が前条の規定により通称名を使用したときは、当該通称名及び戸籍等に記載されている氏名を受領証等に記載するものとする。

（受領証等の再交付）

第7条 受領証等を紛失、毀損若しくは汚損したとき、又は氏名等の変更等再交付

が必要と認められるときは、市長に対し、パートナーシップ届受領証等再交付申請書（様式第4号）を提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、受領証等の毀損又は汚損に係る再交付に当たっては既に交付した受領証等を、氏名等の変更に係る再交付にあつては既に交付した受領証等及び変更内容の分かる書類を当該再交付申請書に添付しなければならない。

2 前項の規定による再交付申請の提出に係る本人確認については、第4条第2項の規定を準用する。

3 第1項の規定により受領証等の再交付を受けた者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに市長に返還しなければならない。

（受領証等の返還）

第8条 届出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ届受領証等返還届（様式第5号。以下「返還届」という。）に受領証等を添えて、市長に返還しなければならない。ただし、紛失等により受領証等の返還が困難である場合は添付を要しない。

（1）双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

（2）一方が死亡した後に、新たな者とパートナーシップを届出するとき。

（3）双方が市外に転出したとき（第10条第1項に規定するパートナーシップ届受領証等継続使用申請書を提出するときを除く。）。

（4）第3条第3号又は第4号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

2 前項の規定による返還届の提出に係る本人確認については、第4条第2項の規定を準用する。

（届出の無効）

第9条 届出者が次の各号のいずれかに該当する場合は無効とする。

（1）パートナーシップを形成する意思がないとき。

（2）偽りその他不正の手段により受領証等の交付をうけたとき。

（3）受領証等を不正に利用したことが明らかになったとき。

（4）第3条第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。

（5）第4条第3項の規定による本市住所が記載された住民票の写し等を提出しないとき。

2 市長は、前項の規定により届出を無効とした場合は、届出者に、交付した受領証等の返還を求めるものとする。

（地方公共団体間での相互利用）

第10条 届出者が、本市とパートナーシップ制度の相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している地方公共団体に転出する場合であつて、パートナーシップ届受領証等継続使用申請書（様式第6号）を提出したときは、継続して本市が交付した受領証等を使用することができる。ただし、転出先の地方公共団体において、本市が交付した受領証等を継続して使用することが認められな

い場合は、この限りではない。

- 2 本市と協定を締結している地方公共団体から本市に転入した者は、当該地方公共団体が交付した受領証等類似書類（転入元の地方公共団体において継続使用の手続がされたものに限る。）を本市において継続して使用することができる。
- 3 第1項の規定により継続して受領証等を使用している者が、第8条第1項第1号、第2号若しくは第4号に該当した場合又は本市と協定を締結していない地方公共団体に転出した場合は、返還届に当該受領証等を添えて、本市に返還するものとする。
- 4 第2項の規定により継続して受領証等類似書類を使用している者が、第8条第1項第1号、第2号若しくは第4号に該当した場合又は当該受領証等類似書類を交付した地方公共団体と協定を締結していない地方公共団体に本市から転出した場合は、本市又は 転出先の地方公共団体において当該受領証等類似書類を継続して使用することができないものとする。
- 5 第1項の規定により継続して使用している本市が交付した受領証等の再交付については、第7条の規定を準用する。

（周知啓発）

第11条 市長は、パートナーシップ制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者等への周知啓発に努めるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。